

昭和六十年建設省令第六号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十二...

(更新の登録)

第一条 浄化槽法(以下「法」という。)第二十一...

第二条 法第二十二条第一項に規定する申請書...

第三条 法第二十二条第二項に規定する国土交通...

一 工事業登録申請者(法人にあつてはその役員...

二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が浄化...

三 工事業登録申請者の住所、生年月日等に關...

四 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の住...

五 法人にあつては、登記事項証明書...

2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確...

1 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確...

ことができないとき、又は同法第三十条の十五...

二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士...

三 第一項第一号の誓約書、別記様式第二号...

四 法第二十二条の規定により工事業登録申...

五 法第二十三条第一項に規定する浄化槽工...

六 法第二十三条第三項の規定により登録簿...

七 法第二十三条第三項の規定により登録簿...

八 法第二十五条第一項の規定により変更の...

一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の...

二 法第二十二条第一項第二号に掲げる事項の...

三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の...

四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の...

五 法第二十二条第一項第五号に掲げる事項の...

六 法第二十二条第一項第六号に掲げる事項の...

七 法第二十二条第一項第七号に掲げる事項の...

八 法第二十二条第一項第八号に掲げる事項の...

九 法第二十二条第一項第九号に掲げる事項の...

十 法第二十二条第一項第十号に掲げる事項の...

十一 法第二十二条第一項第十一号に掲げる事項の...

十二 法第二十二条第一項第十二号に掲げる事項の...

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機(入出...

4 第二項の帳簿(前項の規定による記録が行わ...

5 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

6 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

7 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

8 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

9 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

10 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

11 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

12 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

四 前号の営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

2 前項の場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項の変更 前条第二項第一号に掲げる書面

二 前項第四号に掲げる事項の変更 前条第二項第二号に掲げる書面

第十三条 法第五十三条第三項に規定する身分を示す証明書(国の職員が携帯するものを除く。)は、別記様式第十三号によるものとする。

附則

1 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

2 法附則第四条の規定により届出をしようとする者は、別記様式第十一号による届出書に第十一条第二項に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

附則 (平成六年二月二三日建設省令第四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

(経過措置)

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附則 (平成一〇年六月一八日建設省令第二七号) 抄

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附則 (平成二二年一月二〇日建設省令第四一號) 抄 (施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年八月二日国土交通省令第九三号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年八月五日)から施行する。

附則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二二号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第二二号)

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成一七年九月二六日国土交通省令第九二号)

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二七日国土交通省令第一〇六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第三四号)

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八五号)

この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年一月二九日国土交通省令第八二号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第三項第二項及び第八項第二項の規定の適用については、同令第三項第二項中「のうち住民票コード(同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて」とあるのは、「について」と、同令第八項第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは、「について」とする。

附則 (令和二年一月二三日国土交通省令第九八号) (施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

Table with 2 columns: 浄化槽工事業登録申請書 (浄化槽工事業登録申請書) and 建設業法施行規則(別記様式第1号) (建設業法施行規則(別記様式第1号)). The table contains fields for registration details, applicant information, and company information.







